

## 国及び独立行政法人等における契約方式の概要について

### 【第 1 回廃棄物ワーキンググループ提出資料抜粋】

#### 1. 契約方式

契約方式は大別すると、「一般競争契約」「指名競争契約」「随意契約」の 3 方式があげられる。現行の会計法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 35 号）においては、第 29 条の 3 第 1 項に規定されているとおり、「一般競争契約」が原則とされている。

##### ( 1 ) 一般競争契約

一般競争契約とは、契約に関する公告をし、一定の資格を有する不特定多数の希望者を競争に参加させ、契約主体に最も有利な条件を提供した者との間に締結する契約方式をいう。

表1 一般競争契約の特徴

長 所	広く競争に参加する機会を許すことから機会均等性が高い 相手方の選定における公平性が高い 経済性を確保して契約主体が利益を享受しうる
短 所	不信用・不誠実な者も競争に参加しうる 価格のみの競争の場合は、品質を確保できない危険性がある 他の方式に比べ、公告等の経費がかかり、不特定多数の参加者に対する説明等に手数を要する可能性がある。

##### ( 2 ) 指名競争契約

指名競争契約とは、資力、信用その他について適当であると認める特定多数の競争加入者を選んで競争させ、契約主体に最も有利な条件を提供した者との間に締結する契約方式をいう。一般競争と随意契約の長所を採り、短所を補完する形の中間的な契約方式といえる。ただし、特定多数の範囲の決定が偏向する可能性も残されている。会計法では第 29 条の 3 第 3 項に規定されている。

##### ( 3 ) 随意契約

随意契約とは、契約主体が契約の相手方を選定するのに競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで締結する契約方式をいう。会計法では第 29 条の 3 第 4 項に規定されている。

表2 随意契約の特徴

長 所	資力、信用及び能力の確実な者を選ぶことができる 競争に関する手数が省けるので手続が容易 経費面の負担も少ない
短 所	公正な契約の締結が確保されないおそれがある 契約主体に不利な価格で契約を締結することになる可能性がある

### 随意契約の本格的な見直し

平成 15 年度会計検査報告の指摘<sup>1</sup>を踏まえ、平成 16 年 11 月 12 日の閣僚懇談会において財務大臣等から随意契約の見直しについての指示があり、これに基づき、財務省主計局から発せられた通知<sup>2</sup>に基づき、随意契約のさらなる適正な運用が求められることになった。

平成 18 年 2 月には、「公共調達に適正化に向けた取り組みについて<sup>3</sup>」（公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議）が公表され、「公共工事等の入札契約の改善」とともに「随意契約の適正化」が掲げられた。また、平成 18 年 8 月には財務省が「公共調達の適正化について<sup>4</sup>」を通知しているが、この通知においても随意契約の見直しに関して指針が示されている。

### 予定価格

国が契約を締結する際には予定価格を作成する必要がある<sup>5</sup>。国の歳出の原因となる契約は、歳出予算、国庫債務負担行為等の負担権限に基づいて締結しなければならないため、予定価格は当該契約における最高限度額としての意味を持つことになる。

<sup>1</sup> 小口に分割して少額契約であることを理由にした随意契約の事例、中央省庁による委託に係る経費の 97%以上が随意契約であったこと、そのかなりの部分が中央省庁所管の公益法人であったことなど

<sup>2</sup> 「随意契約に関する事務の取扱い等について」（平成 17 年 2 月 25 日財計第 407 号）、「随意契約の方法による委託契約に関する事務の取扱いについて」（平成 17 年 2 月 25 日財計第 408 号）

<sup>3</sup> <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/tyoutatu/siryoku2.pdf>

<sup>4</sup> <http://www.mof.go.jp/jouhou/syukei/koukyou.htm>

<sup>5</sup> 「予算決算及び会計令」（昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号）第 79 条

契約担当官等は、その競争入札に付する事項の価格（…略…）を当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、その予定価格を記載し、又は記録した書面をその内容が認知できない方法により、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

第 99 条の 5

契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第 80 条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

## 2. 価格以外の側面を評価に組み入れる事業者選定方式・落札者決定方式

価格以外の側面（技術力等）を評価して事業者を選定するプロポーザル方式と、価格と価格以外の側面を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の概要を以下に示す。

### （1）プロポーザル方式（企画競争）

プロポーザル方式は、当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求されるものについて、技術提案書（プロポーザル）の提出を求め、技術的に最適な者を特定する手続であり、これを公募により行うものを公募型プロポーザル方式と言う。プロポーザル方式によって特定された事業者と会計法令に基づいて契約を締結するが、競争を許さない場合は随意契約となる。

現在、国の調達においては、建設コンサルタント業務等（公共工事や建築物の設計、調査等）の他に、システムに係るコンサルティング業務、語学研修業務、協議資料作成業務、事業誌編纂業務、PFI 事業に関するアドバイザリー業務等、幅広い分野の業務でプロポーザル方式による事業者選定が実施されている。

### （2）総合評価落札方式

総合評価落札方式は、一般競争契約又は指名競争契約の入札において価格と価格以外の要素を総合的に評価して発注者にとって最も有利な者を落札者とする方式であり、応募者から提出される技術資料により、提案内容の評価を行い、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする<sup>6</sup>。

なお、国の機関においては、総合評価落札方式に基づく契約の実施に当たっては財務大臣との協議が必要である<sup>7</sup>。

総合評価落札方式の具体例としては、平成2年にスーパーコンピュータの購入又は借入に、平成7年にコンピュータ製品及びサービス、電気通信機器及びサービス並びに医療技術製品及びサービスの調達に、総合評価落札方式が導入されている<sup>8</sup>。

---

<sup>6</sup> 国の契約においては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者と契約できると規定されている。これが総合評価落札方式の法的根拠となっている。

「会計法」第29条の6第2項

国の所有に属する財産と国以外の者の所有する財産との交換に関する契約その他その性質又は目的から前項の規定により難しい契約については、同項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの（…略…）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

<sup>7</sup> 「予算決算及び会計令」第91条第2項による。

<sup>8</sup> 大蔵大臣臨時代理国務大臣通達「スーパーコンピュータの入札に係る落札方式について」（平成2年5月1日蔵計第1215号）

また、平成 9 年の行政改革委員会の提言<sup>9</sup>、平成 10 年の中央建設業審議会建議<sup>10</sup>を受け、公共工事においても総合評価落札方式が推進されている。

さらに、「公共調達の適正化について」の「総合評価方式の拡充」で例示された研究開発、調査研究又は広報については、経済産業省が包括協議を実施し、導入されている。

#### イ) 総合評価の方法

総合評価の方法としては除算方式と加算方式がある。それぞれの方式の概略は、以下のとおり<sup>11</sup>。

##### a) 除算方式

価格以外の要素を数値化した技術評価点を入札価格によって除算することにより評価する方式を除算方式といい、技術評価点は標準点（要求要件を満たしている場合に与えられる得点（基礎点））及び加算点（必須とする項目以外について与えられる得点）からなる。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

本方式は、Value for Money<sup>12</sup>の考え方によるものであり、技術提案により工物品質のより一層の向上を図る観点から、価格当たりの工物品質を表す指標となっている。ただし、入札価格が低い場合には、評価値に対する価格の影響が大きくなる傾向がある。

##### b) 加算方式

価格以外の要素を数値化した技術評価点と、入札価格を数値化した価格評価点を加算することにより評価する方式を加算方式という。

---

大蔵大臣通達「コンピュータ製品及びサービス、電気通信機器及びサービス並びに医療技術製品及びサービスの調達に関する入札に係る落札方式について」（平成 7 年 3 月 27 日蔵計第 621 号）

<sup>9</sup> 「行政改革委員会最終意見」（平成 9 年 12 月 12 日）

総合評価落札方式を初めとする多様な入札・契約制度を積極的に活用すること

自動落札方式を採用する場合を限定・明確化していくこと

<sup>10</sup> 中央建設業審議会建議「建設市場の構造変化に対応した今後の建設業の目指すべき方向について」（平成 10 年 2 月 4 日）<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/kengyo/kengi.htm>

「価格のみの競争の見直し」として総合評価落札方式を含む多様な契約方式が提言されている。

<sup>11</sup> 前出「公共工事における総合評価活用ガイドライン」（平成 17 年 9 月）を参考に作成。

<sup>12</sup> Value for Money とは、ある支出に対し最も価値の高いサービスを提供するという考え方である。公共工事の場合は一般的に国民の税金により行われるので、「税金を効率よく使用し、最も価値のある（質の高い）サービスを提供する」ということになる。

$$\text{評価点} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

本方式は、価格のみの競争では品質不良や施工不良といったリスクの増大が懸念される場合に、施工の确实性を実現する技術力によりこれらのリスクを低減し、工事品質の確保を図る観点から、価格に技術力を加味した指標となっており、除算方式に比べ、低価格入札を回避できる可能性が高い。